

令和4年第6回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月29日(水) 午前9時30分～午前9時48分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名

会長	19番	今田邦彦			
会長職務代理	18番	畑雄二			
委員	1番	澁谷英昭	2番	白木義一	
	3番	森良明	4番	太田秀樹	
	5番	貞廣樹良	6番	鈴木孝典	
	7番	高橋修	8番	吉田彰	
	10番	赤澤良一	11番	柏葉政良	
	12番	岩間秀一	13番	中澤裕幸	
	14番	齊藤良平	15番	峯崎光行	
	16番	田中政幸	17番	伊藤貢三	

欠席委員(1名) 9番 長谷川彰徳

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長谷川農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 議案第21号 現況証明願の件
 - 第5 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第6 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第7 議案第24号 農用地の買入協議要請の件

令和4年第6回農業委員会総会

- 議長 ただいまより、令和4年第6回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。議席番号9番長谷川彰徳委員は都合により欠席いたします。
- 議長 つぎに、日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号13番中澤裕幸委員14番齊藤良平委員を指名いたします。
- 議長 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
- 議長 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。
諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
- 議長 つぎに、6月7日から開催された、令和4年第2回市議会定例会について、事務局長から報告願います。
- 事務局長 (報告)
- 議長 以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- 議長 つぎに、日程の第4、議案第21号、現況証明願の件を議題といたします。
なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。
番号1番の審議を行いますので、柏葉委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
(柏葉委員 一時退席)
事務局から番号1番について、説明を求めます。
- 長谷川係長 ただいま議題となりました議案第21号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、伊藤委員を

	主任とする、澁谷委員、白木委員の3名により6月13日に現地調査を行いました。
	申請理由は、地目変更登記のためです。 (議案朗読省略)
	なお、調査場所につきましては議案第21号資料番号1番のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、伊藤委員から説明願います。
伊藤委員	6月13日に私と澁谷委員・白木委員の3名で現地調査を行いました。長年にわたり耕作された形跡がなく雑草が生い茂ってる状況、農地として耕作できる状況ではないため、農地・採草放牧地以外と判断しました。
議 長	ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。 少々お待ちください。 (柏葉委員 着席)
議 長	引き続き、事務局から番号2番について、説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました議案第21号番号2番についてご説明いたします。申請理由は地目変更登記のためです。 (議案朗読省略)
	なお、調査場所につきましては議案第21号資料番号2番のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、伊藤委員から説明願います。
伊藤委員	2番につきましては、現在は放置された状態で長年耕作されていない状況、農地として耕作できる状況ではないため、農地・採草放牧地以外と判断しました。
議 長	ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
議 長	つぎに、日程の第5、議案第22号、農地法第3条第1項の規

山下次長

定による許可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。

これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第 22 号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明があった農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

議 長

つぎに、日程の第 6、議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号 1 番の審議を行いますので、柏葉委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。

(柏葉委員 一時退席)

事務局から番号 1 番について、説明を求めます。

長谷川係長

ただいま議題となりました議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。番号 1 番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は所有権移転です。

		(議案朗読省略)
		なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり、17ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第23号資料番号1番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては6月29日を予定しております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番の質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。
		(柏葉委員 着席)
議	長	引き続き、番号2番の審議を行いますので、齊藤委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
		(齊藤委員 一時退席)
長谷川係長		事務局から番号2番について、説明を求めます。
		ただいま議題となりました議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番についてご説明いたします。利用権の設定の種類は所有権移転です。
		(議案朗読省略)
		なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり、17ページ別添1調査書のとおり、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第23号資料番号2番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては6月29日を予定しております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番の質疑を行います。

委員 議長	これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。 (齊藤委員 着席)
議長	引き続き、事務局から番号１～２番以外について、説明を求めます。
長谷川係長	番号１～２番以外についてご説明いたします。利用権の設定の種類は全て所有権移転です。 (議案朗読省略)
議長	なお、３番～８番、１０番～１９番・２１番～２７番・２９番～３３番は個人が利用権の設定等を受けるものであり１７ページ別添１調査書、９・２０・２８番は法人が利用権の設定等を受けるものであり１８ページ別添２調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第２３号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては６月２９日を予定しております。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号１～２番以外について質疑を行います。
委員 議長	これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。
議長	よって原案のとおり決定をいたします。
議長	つぎに、日程の第７、議案第２４号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました、議案第２４号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、

議 長
委 員
議 長
議 長

場所につきましては、議案第24号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することで決定をいたします。

以上をもちまして、第6回農業委員会総会は閉会いたします。